



大崎広水・浄水場だより

～令和5年度 号外～

宮城県大崎広域水道事務所
令和 5年 8月22日 発行

1. 事務所からのお知らせ

(1) 油や洗剤類及び家畜排せつ物などの河川・水路・側溝への流出防止のお願い

■油や洗剤など有害物質が川に流入するとどうなるの？

○川に流入した油や洗剤類及び家畜排せつ物など、有害物質が浄水場の取水口へ到達すると、水を導けなくなり、浄水処理が停止します。このため広域的な断水になり、生活に支障を与えます。

川に油や洗剤など有害物質が流入した場合には、取水口へ流入しないようにオイルフェンスや吸油マット、薬品等を使用し油類を除去する必要があります。



これらの除去に要した処理費用は、原因者の負担になります。 (油類の流入原因を調査し、原因者を特定する場合があります)

水質事故を起こしたら、発見したら

もよりの消防署・警察署・市町村役場・国や県の機関等へご連絡をお願いします。

【連絡先】 宮城県大崎広域水道事務所

TEL:0229-67-6512 / FAX:0229-67-6515